

# 論文概要書

土井 美徳

題名 イギリス立憲主義の形成と「古来の国制」論  
(副題名) 一前期ステュアート朝時代の政治と法と議会一

本稿は、イギリス立憲主義と議会主義が形成されるその源流期の政治と法の言説を考察しようとするものである。イギリスの近代政治制度の基本型は、17世紀の一世纪を通じて確立していくが、とりわけ理念的には「内乱」以前の前期ステュアート期にすでに十分に議論が展開されていたといってよい。本稿では、こうした前期ステュアート朝時代の立憲主義と議会主義が成立していくその基底にあった思考様式の枠組みとその特徴を、「古来の国制」論を展開した当時の庶民院に位置したコモン・ローヤーたちの言説のなかから探り出すことを主たる目的としている。17世紀に入ってイングランドが絶対主義の現実的脅威に直面したとき、彼ら庶民院のコモン・ローヤーたちが抵抗の論理として提示したのが、「古来の国制 (Ancient Constitution)」論であり、それは、イングランドの「古来のコモン・ロー」に基づく政治を擁護しようとする言説であった。イギリスの立憲主義と議会主義は、この「古来の国制」論のなかから形成されていったのである。

本稿は、前期ステュアート期のとくに 1603 年から 1629 年までの時代を主な考察対象としている。この時代設定の仕方とこの時代が持つ政治史的な意義について、まず以下のところで説明しておきたい。

一般的に 17 世紀のイングランド政治史は、「前期ステュアート期 (the early Stuarts)」(1603-1649)、「空位期 (Interregnum)」(1649-1660)、「後期ステュアート期 (the later Stuarts)」(1660-1688) の三つの時代に大きく区分される。1603 年のテューダー朝のエリザベス 1 世の死去にともない、ステュアート家のスコットランド国王ジェームズ 6 世がイングランドの王位を継承し、ジェームズ 1 世としてステュアート朝を開始した。このジェームズ 1 世の即位から、1640 年代の内乱期の過程でその息子チャールズ 1 世が処刑されるに至った 1649 年までが、「前期ステュアート期」にあたる。国王チャールズの処刑に

よって、この後イングランドは、歴史上唯一の空位時代あるいは共和政時代を経験することとなる。この「空位期」は、貴族院の廃止、一院制となった庶民院への権力集中、さらにはその後のオリヴァー・クロムウェルを中心としたプロテクター制の樹立という、一連の共和政の試みによって占められている。1658年のクロムウェルの死去によって、一気に伝統的国制へと回帰の度合いを強めたイングランドは、1660年、チャールズ2世の即位によって「王政復古」を迎える。このチャールズ2世の治世から、その後ジェームズ2世による絶対主義への反動という時代を経て、オレンジ公ウィリアムのオランダからの招聘と「権利章典」の発布によって「名譽革命体制」が築かれた1688年までの時代が、「後期ステュアート期」と呼ばれる。

こうした一七世紀イングランド政治史のなかにあって「前期ステュアート期」がもつ歴史的意義について確認しておこう。ジェームズ一世とチャールズ一世の治世にあたる「前期ステュアート期」は、国制のあり方全体をめぐって政治社会が大きく動搖した時代であり、テューダー朝時代までの中世後期から近世初頭のイングランド史に一つの画期をもたらした時代とみなすことができる。さらに、この前期ステュアート期は、ジェームズ治世最初の議会が開かれた1604年から、「権利請願」をめぐる対立によってチャールズが議会を解散して親政政治へと舵を切った1629年までの、いわば議会が機能していた「議会政治の時代」(1604-1629)と、その後カンタベリー大主教ウィリアム・ロードとアイルランド総督トマス・ウェントワース(のちストラフォード伯)によるいわゆるロード=ストラフォード体制を敷いてチャールズ1世が無議会政治へと転じた「親政政治の時代」(1629-1640)、そして1640年に11年ぶりに議会が召集され、その後、国王派と議会派の衝突によって内乱が勃発し、チャールズの処刑によって結末を迎えた、いわゆる「内乱の時代」(1641-1649)という形で、三つに区分して考えることができる。イギリス近代の立憲主義および議会主義の形成を考えるうえで、1604年から1629年までの時代は、その政治的・法的思考の原型を準備したという点でとりわけ重要な意義をもっているといつてよい。そこでは、課税や独占といった政治的争点と国教忌避者や対カトリック政策などの宗教的争点が、国王大権の性格づけとその範域の問題と関連しながら、激しく論争されることとなり、こうした論争のなかから近代立憲主義と議会主義の政治言説が誕生したからである。

王権神授説の観念を信条とし、絶対的な君主権力の論拠を提示するローマ法に共感していたジェームズがイングランドの国王に即位すると、それと連動するかのごとくたとえば

大主教となったリチャード・バンクロフトをはじめとする聖職者たちや、ジョン・カウエルのようなローマ法学者たちによって、イングランドにおいても絶対主義の言説が公然と登場するようになっていった。さらに議会の同意を得ない「賦課金（imposition）」の徴収や、「法適用特別免除（*non obstante*）」という国王大権に基づいた独占政策などのように、絶対主義の懸念を喚起させるようなステュアート王権の諸政策が現実に実施されるに及んで、庶民院、とりわけそこに隠席を有するコモン・ローヤーたちは、国王ジェームズに対していっせいに態度を硬化させ、反発姿勢を示していったのである。ジェームズ治世第1議会（1604-1611）、第2議会（1614）、第3議会（1621-1622）、第四議会（1624-1625）、さらにチャールズ即位後の第1議会（1625）、第2議会（1626）、第3議会（1628-9）という一連の政治過程において、庶民院のコモン・ローヤーたちは、ステュアート朝の現実政治において突発の課題となっていた争点に対応するために、コモン・ローによる法の支配の原則や議会の絶対的な権能に関する新たな政治と法の言説を展開していったのである。それが「古来の国制」論と呼ばれるものであった。この「古来の国制」論は、ステュアート王権の統治に対する抵抗の論理として提起されたものであり、イングランドの「古来の慣習」であるコモン・ローに基づく政治を擁護することによって、イングランド固有の〈伝統〉に訴えた政治概念であったといえる。しかし他方でこの「古来の国制」論は、近代イギリスの立憲主義と議会主義を導いた祖型ともいべき新たな政治言説にほかならなかつた。前期ステュアート期の1603年から1629年までの議会政治の時代に生み出された「古来の国制」論はその後、親政政治から脱した1640年の長期議会の庶民院が駆使した重要な政治言説となつたし、さらには〈諸身分の調和〉に立った伝統的国制の再生をめざした1660年の王政復古期の論者たちが依拠した政治言説でもあった。そして、一六八八年の名誉革命体制における統治原理の基本的な要素も、まさしく前期ステュアート期の国制論の延長線上に位置するものであった。その意味で、「古来の国制」論とそれを支えた古典的コモン・ロー理論が形成された前期ステュアート期、なかんずく議会が活発に機能した1604年から1629年の時代は、イギリス政治史における立憲主義と議会主義の形成にとっての橋撈期であったとみなすことができるのである。

このように17世紀の前期ステュアート期は、近代イギリスの主要な政治的様式を生み出した重要な時期にあたっている。当時の庶民院コモン・ローヤーたちに見られた、政治社会の統治原理を「古来の国制」のなかに求めるコモン・ロー理論の営為のなかから、イギリス特有の「法の支配」の原則に基づいた〈近代立憲主義〉の潮流が形成されていった

といえるし、他方、基本法としてのコモン・ローの最終的解釈を担うのが議会とされ、またコモン・ローの二大原則である立法と課税における王国全体の同意を表明する機関も議会であるとされたことから、この立憲主義の観念は同時にイギリスの〈議会主義〉の発展と同時進行するものであった。さらに、この「古来の国制」論あるいはコモン・ロー理論が中心課題としていたのが、ほかならぬ「臣民の自由」であったことから、それはいわゆるイギリスの〈古典的自由主義〉を生み出していく端緒となる政治言説でもあった。前期ステュアート期に発達した権利としてしばしば「選挙の自由」、「言論の自由」、「逮捕拘禁からの自由」、「経済活動の自由」等が挙げられるように、この時代は古典的自由主義の源流にあったとみなすこともできるのである。

しかしながら、こうした前期ステュアート期の政治史がもつ重要性にもかかわらず、とくに日本におけるこの時代に関する研究はあまりにも希薄であると言わざるを得ない。とくに議会やコモン・ローといった国制の研究に関する限り、あまりにも手薄な状況である。以下のところでは、研究史の整理をおこない、本稿の研究史上の意義について簡潔に述べておきたい。まず日本における17世紀イングランドの政治史研究は、従来、1640年代の内乱期（いわゆるピューリタン革命期と称された）の研究に圧倒的に集中しており、それに先行する前期ステュアート朝時代は、内乱ないし革命の單なる〈前史〉として位置づけられる傾向にあった。前期ステュアート期それ自体を中心的な考察対象とした歴史研究は、日本ではたとえば「税制」などに関する経済史研究などが存在しているものの、議会やコモン・ローなどを対象とした政治史研究は、ことのほか限られている。本国イギリスにおいて前期ステュアート期の政治史、議会史、国制史の研究が近年盛んである状況と比べると、日本におけるこの分野の研究の立ち後れはあまりに大きいといえる。本稿は一方で、こうした日本における一七世紀イングランド史の研究史上の空白を埋めようとするものもある。本稿が考察の対象としているのは、前期ステュアート期の政治史、議会史、国制史であり、ステュアート王権の統治下における現実政治への対応として庶民院のコモン・ローヤーたちが展開した政治言説を、当時の政治的コンテクストと言語的コンテクストのなかで分析することを狙いとしている。

次に英米における研究史との関連で本稿の意義あるいは狙いを論じておきたい。このような「古来の国制」論に関する研究は、一九五七年に刊行されたJ・G・A・ボコックの『古来の国制と封建法（*Ancient Constitution and Feudal Law*）』という先駆的な業績によって脚光を浴びるようになった。ボコックは、一七世紀イングランドの現実政治において

て支配的な政治言語であったのがコモン・ローヤーたちによって展開された「古来の国制」論であった事実を指摘し、彼はそれを「コモン・ロー・マインド」と名づけ、ステュアート王権に対抗する当時最も有力な政治言説であったと主張した。そしてこの「コモン・ロー・マインド」は、イングランド特有の政治的メンタリティを形成しており、それゆえ「古来の国制」論を説いたコモン・ローヤーたちの思考は、当時大陸ヨーロッパで流行したルネサンス人文主義の知的雰囲気とは切り離された、イングランドに固有のコンヴェンショナルな概念に根ざした「島国的性格」のものであったと主張した。その後、ポコックによって喚起されたこのテーマは、ポコックの見解に対する肯定と否定を含む、さまざまな観点からの研究業績を生み出してきた。まず一方で、ポコックの議論は、70年代後半以降に登場し、イギリス史学会を席巻した「実証主義」の洗礼に晒されることになる。実証主義者たちの批判的考察によれば、前期ステュアート朝時代、とりわけジェームズ治世時代は、「調和とコンセンサス」に基づく対立不在の時代であったとされ、コモン・ローヤーの伝統的な国制概念とジェームズらの政治理念はともに共通の枠組みに立脚したものであったとされる。こうして修正主義陣営から、「古来の国制」論のもつ絶対主義への抵抗イデオロギーとしての側面が否定されるとともに、他方で、当時のコモン・ローヤーの思考は、ポコックが説いたように島国的性格のものでは決してなく、大陸ヨーロッパの知的パースペクティブを通じていたとの指摘がなされるようになった。こうした主に修正主義陣営からの批判に対して、ポコックは、1987年にかつての作品の改訂版を出して、自説を修正するととともに反論も試みた。さらに、ポコックの研究は、ウィッグ的な研究を批判する修正主義史家に対する反批判として登場したJ・P・サマヴィルらのネオ・ウィッグ的な研究者のほか、アメリカの立憲主義の歴史研究者らによっても継承され、さらに精緻な分析が試みられると同時に、「古来の国制」論がもつ反絶対主義のイデオロギーとしての側面が改めて強調された。

以上のような研究史のなかの対立軸を指摘するならば、それは以下の点に集約されよう。一般的に、ネオ・ウィッグ的な研究においては、かつてのウィッグ的解釈と総称される歴史研究と同様に、前期ステュアート期の王権と議会との関係は、王権神授説に基づく絶対主義王権に対して、議会とりわけ庶民院がイニシアティブを獲得していく過程として描かれ、とくに議会の特権、臣民の諸権利が確立されていく時代として説明してきた。その場合、王権と議会とのあいだには、前期ステュアート期を通じて、政治社会のあり方をめぐる原理的な対決が根深く存在していたと想定され、この政治原理の根本的対立こそが内

乱（あるいは革命）の長期的な要因になったのだと解釈されてきた。これに対して、修正主義の批判的解釈に従えば、1603年から1640年の長期議会の召集までの時期は、政治的対立の時代ではなく、むしろコンセンサスと調和の時代であったとされる。この時代にはとくにイデオロギー上の根本的差異はなかったし、その意味で、一見、激しく対立しているかに見える相克も、マイナーな具体的争点をめぐってであったり、あるいは宮廷内部のパーソナルな権力闘争に庶民院がリンクageしたことによって惹き起こされていたものであると説明された。なかんずく、ジェームズ治世のジャコビアン時代の王権と議会には、効果的な妥協が存在していた点を指摘し、両者のあいだの非対決的な性格が強調された。

こうした英米における研究史との関係で、本稿の研究上の視点を確認しておくと、まず一方で、たしかに修正主義が指摘したように、1603年以降の前期ステュアート期の政治史の過程を、40年代の内乱期の武力衝突へと至る直線的な連続性において把握する見方は適切であるとはいえない。ジェームズ治世期の対立がそのまま内乱へと至る必然性はないし、少なくともチャールズ一世による親政政治が開始される以前の、議会が開かれていた20年代末までの政治過程と、内乱へと突入した40年代の政治状況とは政治的アリーナの可能性という点で明らかに一定の差異が存在するからである。その意味でいえば、ジェームズ治世期とチャールズ治世期（とくに新政政治の時代）とのあいだに一定の時代区分を設定することが必要であると思われる。それは、前者がまがりなりにも政治言語における一定の枠組を共有し、その解釈上の対立という形をとっていたことにより、政治的アリーナの可能性そのものが維持し得ていた時代であったのに対し、後者は、この政治的アリーナそのものが破綻へと向かったという点で決定的な違いが存在しているからである。しかしながら他方で、ジェームズの即位から1620年代末までの政治過程が、こうした一定の政治言語の共有によって「コンセンサスと調和」が存在した時代であったとも到底いえないようと思われる。すなわち、ジェームズの統治理念と庶民院コモン・ローヤーの国制論とのあいだには、表面的あるいは形式的には一定の言説上の枠組みで議論がなされてはいても、その解釈上の違いは、その根底に統治理念の明らかな相違を孕んでいたからである。しかも、共通枠組みの解釈上の対立から生まれる実践上の帰結は、現実には「絶対主義的な統治と、「立憲主義的」な統治とのあいだの差異に相当するほどの対立的な性格のものであった。たしかに、共通の政治言語の上に立って解釈上の対立が繰り広げられたことによって、一方で他者の完全なる否定を意味する「対立」は回避されていたといえよう。その意味で政治的アリーナが機能し得ていた限りにおいて、後の内乱という武力衝突に至る必

然性はなかったといえる。しかし、共通の政治言語の解釈上の対立は、現実には、まったく相容れない性格の帰結を孕んだものである限りにおいて、そこには明らかに抜き差しならない対立の構図が存在していたのである。その意味で「コンセンサスと調和」は、この時代を把握する視座としては正論を得ているように思われる。

本稿では、前期ステュアート朝時代の政治社会を考察するにあたって、二つの前提を立て議論を進めている。一つは、前期ステュアート期の政治史をジェームズ治世期とチャールズ治世期（とくに 1629 年以降の親政政治の時代）とのあいだに時代区分を設けるという前提である。それは、ジェームズ即位後の前期ステュアート期の歴史過程を内乱なし革命へのハイ・ロードと捉え、必然的な歴史のコースを描きがちなウィッグ史観や、両者のあいだに同質かつ連続的な対立の構図を見て取るネオ・ウィッグ的な歴史認識とも、また逆に前期ステュアート期を「コンセンサスと調和の時代」とみなし、原理的な対立の不在を説く修正主義とも一線を画すものである。もう一つの前提是、それにもかかわらずジェームズ治世期においてすでに後の 40 年代初頭までの時代を通底するある種の根深い政治的対立が存在していたという前提である。それは、1603 年から 1629 年までの議会が開かれていた時代にも、突き詰めるところ和解しがたい二つの統治理念の対立が当時の政治論争のなかにすでに存在していたという理解に立っている。「古来の国制」論のなかで古来のコモン・ローに基づく統治を主張したコモン・ローヤーたちと、神授権論の上に「法に従う良き君主」を説いたジェームズらの統治理念とのあいだには、王権や議会の政治的権威の所在という点においても、また国王大権の性格づけとその範域という点においても、明らかにお互いに容認することのできない対立的な論点が存在していた。こうした対立は、本稿で指摘するように、戦時等の非常時における国王大権の捉え方において最も明瞭かつ鋭角的に現れているといってよい。もとよりここでの対立は、国王側においても庶民院およびコモン・ローヤーの陣営においても、一定の政治言説の伝統が共有され、その解釈上の対立という形をとっていた限りにおいて効果的な妥協が可能ではあった。本稿の課題の一つは、こうした前期ステュアート期に存在していた対立の性格、あるいは対立軸の所在について考察することにある。

他方、こうした対立かコンセンサスかといったいわゆる修正主義論争とは別に、「古来の国制」論を扱った従来の研究は、相対的にアプローチが静謐的で、前期ステュアート期を一個の時代として把握し、そこに存在した言説（ディスコース）を分析するという手法に止まっている傾向がある。そこには、17 世紀の「古来の国制」論が誕生した起源や、それ

が形成される際に依拠したコンヴェンショナルな種々の言説、さらにはそこから展開された思考様式のありようについて、必ずしも十分な究明がなされているとは思えない。本稿の課題は、イギリス政治史において立憲主義と議会主義を導いた「古来の国制」論という政治言説が、いつ、どのようにして生まれたのか、その起源と形成過程を、ディスコースの連続と変容というコンテクストのなかで明らかにしていくことである。すなわち、どのような現実の政治状況のなかで、いかなる意図ないしは動機をもって、どのような言説を受容し、かつそれをどのように読み替えていったのか、を検討することにより、政治社会における政治言説のダイナミズムを、あるいは政治的レトリックの展開を明らかにすることが、本稿の主たる狙いである。

最後に、本稿全体の内容上の構成について、簡潔に概観しておくことにしたい。まず第1章では、17世紀の前期ステュアート期の庶民院コモン・ローヤーたちが現実政治のなかでステュアート王権の絶対主義的諸政策に対抗して「古来の国制」論を展開していく際に最も影響力のある政治的・法的な言説となっていたイングランドの国制論の伝統について考察を進める。彼らコモン・ローヤーが「古来の国制」に言及する際に頻繁に依拠したのは、13世紀のヘンリー・ブラクトン、15世紀後半のジョン・フォーテスキュー、16世紀のトマス・スミスであった。一般的に權威的著書とみなされる彼ら三人の著作を通じて、「イングランドの法と慣習」「法に従う統治」「古来の不変の慣習」「政治的かつ王権的統治」「立法と課税における議会の同意」「議会における国王」など、17世紀のコモン・ローヤーたちの政治的・法的な思考に重要な素材を提供したと思われる概念を取り上げ、イングランドの法と国制に関する伝統的な言説の連續性を確認することが第1章の課題である。それは、17世紀コモン・ローヤーに見られたイングランド特有の「コモン・ロー・マインド」の知的源泉を、イングランドの伝統的国制論のなかに探っていく作業であるといえよう。

続く第2章では、前期ステュアート期のコモン・ローヤーに影響を与えたと思われる当時の大陸ヨーロッパの知的パースペクティヴについて考察をおこなう。それは、ルネサンス人文主義の知的態度とローマ法学の概念および思考法である。その知の様式を確認し、それらがイングランドのコモン・ローヤーにどのように影響を与えていたのか、その道筋を歴史的にたどることが第2章の課題である。それは、イングランドの「古来の国制」を擁護したコモン・ローヤーたちが、実はイングランド固有の伝統のなかで閉じた思考法に立脚していたわけではなく、彼らコモン・ローヤーの思考様式が、ルネサンス人文

主義とローマ法学についての豊かな洞察と学識をもとに營まれていたことを立証しようとするものである。彼らが17世紀初期に展開した「古来の国制」論あるいは古典的コモン・ロー理論とは、一方でプラクトンやフォーテスキュー、スミスといったイングランドの伝統的国制論に依拠しながら形成されたものであったが、同時にそれは、当時の大陸ヨーロッパのルネサンス人文主義とローマ法学の影響なしには決して構築し得ない内容と性格のものであった。第1章のイングランドの国制論の伝統、とりわけフォーテスキューの国制論が前期ステュアート期のコモン・ローカーに提示したものがコモン・ローおよび国制の「歴史性」ないし「古来性」の概念であったとすれば、ルネサンス人文主義およびローマ法学が提供したのは「理性」ないし「合理性」の契機であった。当時のコモン・ローカーたちは、フォーテスキューを中心とするイングランドの伝統的国制論を、大陸の知的パースペクティブを媒介しながら、新たな様式において読み替えていったのであり、そこにイギリスの近代立憲主義の原型となる「古来の国制」論および古典的コモン・ロー理論が形成されたのである。それは、「古来性」と「理性」の二つの契機を総合するところに成立していたと考えられる。

第3章では、以上のようなイングランドの伝統的国制論と大陸ヨーロッパの知的伝統とが交錯し合う地点で展開された17世紀の「古来の国制」論およびそれを支えた古典的コモン・ロー理論について、当時のコモン・ローカーが著した法書やパンフレット、さらには彼らの庶民院における議会演説などをもとに考察を進めていく。そこでは、コモン・ローを「慣習としてのコモン・ロー」の位相と「理性としてのコモン・ロー」の位相という二つのカテゴリーに分けて考察をおこなう。そしてコモン・ロー理論が、「古来の慣習」という構成要素と、自然法（理性の法）や神法に由来する「理性」という構成要素とが相互補完的に結合した型の思考様式に立脚していた点を明らかにしていく。その際、本来はすぐれて地域的な所産であるはずの「慣習」に由來したコモン・ローが、制定法の形式を探ることなく不文法としての様式を維持したまま、なにゆえに近代国家の一般法となり得たのか、が問われることになろう。同時にそれはまた、イギリス特有の立憲主義の形態、すなわちイギリス特有の「法の支配」の原理が、特定の人的權威ではなく、「時の収容」によって「検証された理性」に基づく、道徳的規範力を帯びた〈*Jus*〉としての法を、国家の基本法とするところに成立している点を明らかにするものでもある。このように第3章の考察は、当時のコモン・ローカーのとくに政治的・法的な思考様式の枠組みを考察することに狙いが向けられている。

第4章では、以上のようなコモン・ローに依拠した「古来の国制」論が描く具体的な統治構造の特徴を明らかにしていく。それは、第3章までの考察で確認したようなコモン・ローの思考様式あるいは思考枠組みに立脚して立憲君主制を構想しようとしたとき、そこにどのような国制の形態が帰結するのかについて、当時のコモン・ローヤーの著作やパンフレット、議会演説のなかから、探り出そうとするものである。当時のコモン・ローヤーが展開した古来の国制とは、「コモン・ローによって統治された立憲君主制」という国制モデルを意味していた。とくに第4章では、議会および議会制定法の機能、コモン・ロー裁判所裁判官の位置、国王大権、臣民の自由といったイギリス立憲主義の統治構造の中核に位置する問題群が、それぞれ基本法としてのコモン・ローとの関係で、どのような位置づけを与えられることになるのかについて考察する。こうした考察を通じて明らかにされるのは、当時のコモン・ローヤーが「古来の国制」論のなかでめざした統治形態とは国王の絶対的大権（戦時の非常大権を含む）に対する（コモン・ローと議会を通じた二重の制限）を図る点に集約されるものであったという点と、それゆえにコモン・ローの至上性と議会権力の絶対化という一見矛盾し合う二つの契機が逆に相互補完的に同時進行したという事実であり、さらにそうした一連のプロセスが臣民の自由にとっての基盤とされた「絶対的プロパティ」の観念に基づいていたという点である。一般的に名誉革命体制において確立したと見られているこれらの統治原理が、理念的には前期ステュアート期において集約的に表現され、重要な議論の枠組みと論点がほぼ出揃っていたことを立証することが第四章の課題の一つでもある。

第5章では、前期ステュアート期におけるコモン・ローとローマ法の関係、そしてジェームズ1世の政治的態度について考察を試みる。その際、1610年議会で起きたローマ法学者ジョン・カウエルの事件を手掛かりとしながら議論を進めていく。すなわち、カウエル事件の考察を通じて、当時のコモン・ローとローマ法の関係、コモン・ローヤーにとってローマ法が持っていた両義性（ローマ法の学問的有益性と政治的危険性）を明らかにしていくことが第5章の課題の一つである。と同時に第5章の考察は、「古来の国制」論の形成において（一六一〇年議会）が果たした決定的に重要な歴史的意義を確認することに狙いが置かれている。本稿が強調する重要な論点の一つは、「古来の国制」論の原型が、一般的に言われるように、必ずしもエドワード・クック個人によるものではなく、「時の教習」による「検証された理性」の観念を想起し、コモン・ローの古来性と理性との融合を図ったトマス・ヘドリィや、「コモン・ローの撰理」と「議会の絶対的権力」の議論を展開したウ

ィリアム・ヘイクウィル、ジェームズ・ホワイトロックら、当時の庶民院に議席を有した一群のコモン・ローヤーたちの言説に負うところが大きかったという事実である。一六一〇年議会におけるカウエル事件の考察は、こうした一六一〇年議会のもつ意義と、これを境に明らかになる、エリザベス治世後期からステュアート朝期へと移行するなかで起きたコモン・ローヤーたちの法的・政治的態度のシフトを浮き彫りにしようとする研究作業でもある。

本稿では、以上のような考察を通じて、前期ステュアート期に形成された「古来の国制」論について歴史的に分析するとともに、それがイギリス近代の立憲主義と議会主義を準備する重要な政治的かつ法的な言説であったことを明らかにしようと試みている。本稿が考察の狙いとするところは、コモン・ローが当時の現実政治のなかで果たしていたイデオロギー的側面を検討することにより。当時のコモン・ローヤーが駆使した〈レトリックとしての政治〉を歴史的に探求しようとするものである。彼ら前期ステュアート期のコモン・ローヤーが展開したコモン・ローの説明は、コモン・ロー成立の歴史的事実を必ずしも正確に表現しているわけではない。それは、ある意味で、前期ステュアート期の〈歴史的現在〉に立ってその政治的要請から構築されたある種のイデオロギーであり、現実政治を導くための〈政治的レトリック〉であったことができる。17世紀の前期ステュアート朝時代にコモン・ローに基づく「古来の国制」論が展開されるなかで、コモン・ローの歴史的成立の実体を越えて、そこには、どのような政治的思考様式が働き、どのような政治的レトリックが構築されたのかを、当時のコモン・ローヤーの言説のうちにたどること、それが、本稿の基本的な構想にほかならない。